

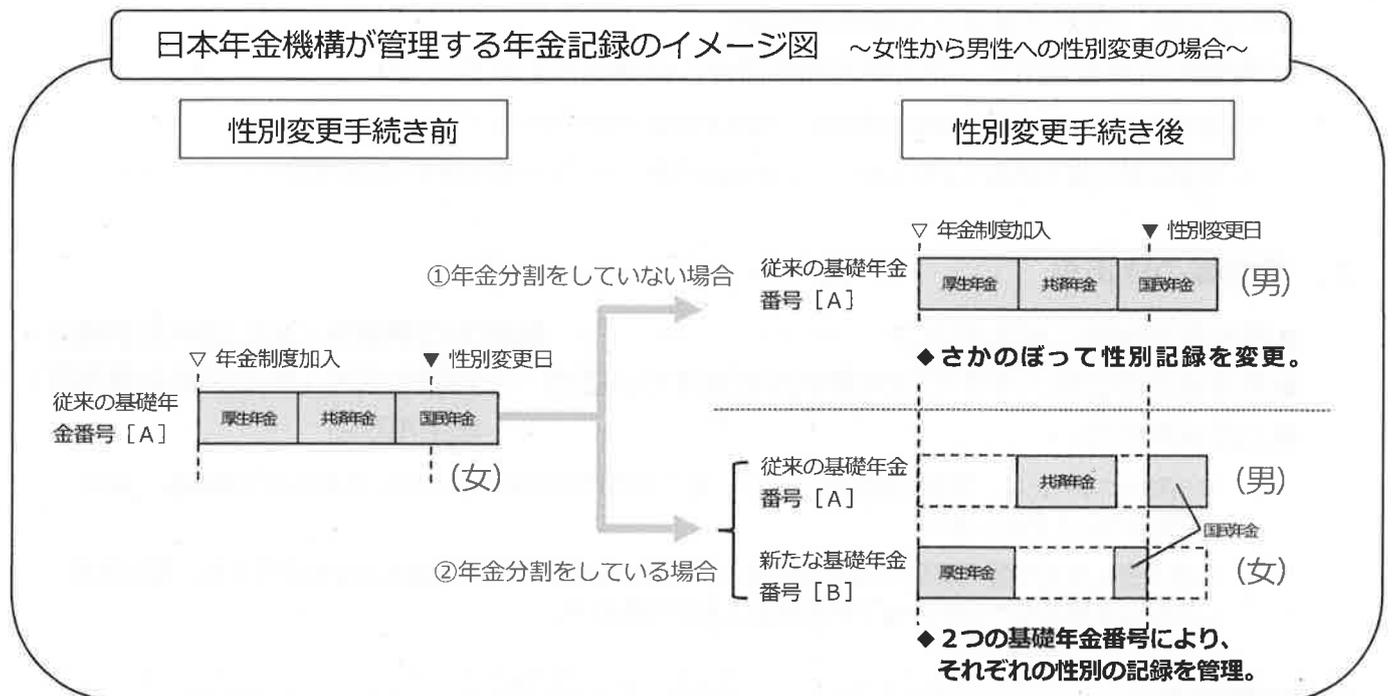
性別変更前に婚姻歴がある方へのご注意

性別を変更する以前に婚姻期間があり、「離婚による厚生年金保険の年金分割（※1）」（以下、「年金分割」といいます）をしている場合、年金分割記録を正しく管理するため、さかのぼって性別記録を変更することができません。

そのため、基礎年金番号を新たに作成し、2つの基礎年金番号により性別変更前・後の年金記録を別々に管理します。ただし、共済加入記録については、性別変更前・後にかかわらず、性別変更後の年金記録と同じ基礎年金番号で管理します（下記イメージ図内の②）。

従来の基礎年金番号 [A] : 性別変更後の年金記録（共済加入記録は性別変更前・後とも）

新たな基礎年金番号 [B] : 性別変更前の年金記録（共済加入記録を除く）



性別変更手続きの完了後、2冊の年金手帳がお手元に届きます。年金加入等の手続きの際は、従来の基礎年金番号 [A] の年金手帳を、年金請求手続きの際には基礎年金番号 [A] と [B] 両方の年金手帳をご使用ください（※2）。

※1 「離婚による厚生年金保険の年金分割」とは、婚姻期間中の厚生年金保険の納付記録について、割合を決めて当事者間で分割する制度のことです（ここにいる「離婚」には、婚姻の取消や事実婚の解消も含まれます）。

年金をお受取りになる際には、分割された納付記録に応じて年金額が計算されます。

現時点で年金分割をしていなくても、離婚後2年以内に当事者のいずれかから請求があった場合には、2つの基礎年金番号で記録を管理する取扱いに変更されます。

※2 2つの基礎年金番号により年金記録を別々に管理するため、「ねんきん定期便」は2通作成されます。2通の「ねんきん定期便」の見込額を合算しても正しい見込額にはなりませんのでご了承ください。